

改正案	意見等記入欄	備考
<p style="text-align: center;">Ⅲ 管制方式基準</p> <p style="text-align: center;">(V) 特別管制方式</p> <p>3 データリンクによる管制承認</p> <p>【適用】 (1) 東京国際空港、成田国際空港において出発機からデータリンクによる管制承認 (Departure Clearance by data link-DCL) の要求を受けた場合は、データリンクにより管制承認を発出することができるものとする。</p>	<p>(質問・意見) DCLに係る規程を「特別管制方式」に載せるということは、DCLの導入を東京/成田国際空港に限定し、他空港へは今後展開しないということか。事務連絡「データリンクによる出発管制承認伝達機能(DCL)の導入について(案)」(平成19年4月2日付 航空局管制保安部保安企画課課長補佐)の別添によると、東京国際空港の選定理由として、「既に手続きが簡素化されている管制承認伝達をデータリンク化することで、一層の省力化を図ることができると期待される」と記載されており、全国的にSDCが主流化している現在、DCLを他空港へも積極的に導入することが、パイロットと管制官のワークロード軽減につながると考えられる。今後他空港においてもDCLを導入するならば、「特別管制方式」への記載ではなく、「飛行場管制方式」への記載と、I総則2定義にDCLを定義するのが良い。また、今後他空港においてもDCLを導入するならば、そのスケジュール等を教えていただきたい。【大阪(事)】</p> <p>(質問・意見) 本内容を、「(V)特別管制方式」に規定する理由を確認したい。本内容は、(2空港のみに適用されることを除けば、)特段の特別管制方式とも思われず、「(II)計器飛行管制方式」に掲載されることのほうが適当なのではないか。そもそも、「(V)特別管制方式」に掲載する基準とは何なのか。必ずしも、当該方式が適用される管制所の数ではないと理解しているが如何。【那覇(事)TR】</p> <p>(意見) 特別管制方式として定めているが、今後、全国的に展開する予定があるのであれば、特別管制方式ではなく、「(II)計器飛行方式」のところに定めるべきではないのか。【東京(事)】</p> <p>(意見) 今後、他空港においてもDCLを導入する予定があるのであれば、改正案の2空港に限定した記載にしないほうがよいのではないのか。【福岡】</p> <p>(質問) DCLの羽田及び成田以外の展開はどのように計画されているか。また、那覇への導入時期についてはいつ頃の予定か。【那覇(事)TG】</p> <p>(質問) 標題(「データリンクによる管制承認」)については、適用空港名が入ったものとするべきではないのか。(V)1、2の標題については、適用空港名が入ったものとなっているが、入れる場合と入れない場合とでは、何で区別されているものか示されたい。【那覇(事)TR】</p> <p>(意見) SDC導入時にも議論があったところだが、管制区管制所等の立場では「発出」で問題無いものの、飛行場の立場ではあくまでも「伝達」である。【成田(事)】</p> <p>(意見) 現行、I2定義においては、「CPDLC(Controller Pilot Data Link Communications)データリンクを用いて行う管理管制官又は管制官とパイロット間の管制通信をいう。」との、語「CPDLC」に係る定義が定められているところである。今回の「データリンクによる(出発)管制承認」は、まさに、この定義の範疇に含まれるものと考えられるが、管制課の見解如何。現行の管制業務処理規程においては、今回の「データリンクによる(出発)管制承認」に係る記載を想定せずに、語「CPDLC」を用いた規定ぶりがなされており、改正案のままでは不整合が生じることとなる。「データリンクによる(出発)管制承認」に係る規定の管制業務処理規程への掲載に当たっては、現行の、語「CPDLC」に係る定義をより限定的なものへと改正する等の措置を、あわせて実施する必要があるのではないのか。【那覇(事)TG】</p> <p>(意見) 管制業務処理規程の中では、「CPDLC」についての定義は存在するが「データリンク」の定義は存在していない。CPDLCでの表記に問題がなければCPDLCで統一するべきではないか。「データリンク」でなければならない理由があるとしたらそれは何か。【札幌(管)】</p>	<p>DCLの導入にあたってはシステム整備が必要であるが、今後導入される統合管制情報処理システムの空港管制処理システム(TAPS)にはDCL機能が標準装備されるため、システム整備に合わせて、データリンクによる管制承認の今後の展開等を検討する。</p> <p>また、データリンクによる管制承認は、当面東京国際空港・成田国際空港に限定されるため、今回は(V)特別管制方式に規定するが、将来の展開状況に合わせて、必要であれば再度検討する。</p> <p>複数であることから標題に入れず、適用において適用空港を示すこととする。よって改正案のとおり。</p> <p>管制機関 対 航空機の観点からすると管制承認の「発出」である。よって、改正案のとおり。</p> <p>データリンクを用いて行う運用については、CPDLCも含め、今後導入される統合管制情報処理システムの機能等を考慮し、検討・整理する。</p>

航空保安業務処理規程第5管制業務処理規程改正案・意見等記入表（平成27年8月20日施行予定）

改正案	意見等記入欄	備考
<p>【DCLの発出】</p> <p>(2) a 出発機からDCLを要求された場合、管制承認の発出は原則としてデータリンクにより行うものとする。ただし、必要に応じて音声通信により管制承認を発出することができるものとする。</p> <p>b 出発機に対し管制承認を発出する場合は、一部をデータリンク、他の部分を音声通信により伝達することは行わないものとする。ただし、(3)により復唱を確認した後に管制承認の一部変更を行う場合はこの限りでない。</p>	<p>(意見)「出発機」と限定しているが、(II)1(2)aと表記をそろえて「航空機」としてはどうか。DCLの対象は出発機のみであると思うものの、「航空機」という表現で規定しておいてはどうか?【東京(事)】</p> <p>(意見) 標題及び(1)項においては、「～データリンクによる出発管制承認」とする必要があるのではないか。① AIPの当該項においては、「データリンクによる出発管制承認」となっており、また、② 洋上におけるいわゆる“データリンクによる管制承認”とは、はっきりとした区別をさせる必要があるのではないか。(なお、洋上におけるデータリンクによる管制承認については、III(II)10(3)c項のとおり、発出は「不可」と規定されているところである。)【那覇(事)TR】</p> <p>(意見) 【適用】において、DCLを括弧書きで定義付けているが、定義付けは本来、I総則-2定義で行うべきではないかと思慮される。類似の管制方式である「II 10 ADS 及び CODLC」は、I総則-2定義でこれらを定義し、【適用】本文では直接これらの語が使用されている。また、「IV 8-4 同時平行ILS進入」においても、NTZは同様の表記である。しかし、「V 成田国際空港における同時平行出発」では、【適用】の前に【定義】が羅列されている。【下地島】</p> <p>(意見) Departure Clearance by data link-DCLはICAOで規定された用語であるのか。また、DCLという用語は国際的に通用するのか。否であるならば使用しない方がよい。PANS-ATMではCPDLCによるClearanceである。【宮古(空レ事)】</p> <p>(意見) (1)と(2)aの内容が重複しているため、以下のとおり文章を修正してはどうか。 「(1) データリンクによる管制承認 (Departure Clearance by data link-DCL) の伝達は、東京国際空港、成田国際空港において適用することができるものとする。」【宮古(空レ事)】</p> <p>(意見)「～場合は、データリンクにより管制承認を発出することができるものとする。」とあるが、一方で、【DCLの発出】(2)aでは「～、管制承認の発出は原則としてデータリンクにより行うものとする。ただし～」とある。一方は、手段の可能性について述べている一方で、他方は義務的表現となっている。表現の異なる二者を併記することで問題はないのか。【適用】では、「～場合は、以下の規定に沿って管制承認の発出を行う。」等の表現で良いのではないか?【札幌(管)】</p> <p>(意見) (2)においては「伝達手段」としてのデータリンクの利用について規定していると考えられることから、「発出」ではなくすべて「伝達」で良いと考えられる。【成田(事)】</p> <p>(意見)「・・・要求を受けた場合は、(II)1(2)aにかかわらず、データリンクにより・・・」とした方がよい。【東京(事)】</p> <p>(意見) ただし書の用語例「[例]Clearance on voice.」を追加した方がよい。【成田(事)】</p> <p>(意見)「ただし、(3)により・・・」以降を、「ただし、他の部分として出発制限時刻のみを伝達する場合、又は(4)により管制承認の一部変更を行う場合はこの限りでない。」とした方がよい。【成田(事)】</p>	<p>今回の管制承認は出発機を対象とするものであることから、改正案のとおり。</p> <p>改正案のとおり。</p> <p>特別管制方式であるため、総則における定義づけは行わない。今回の規定化にあたり、定義が必要な用語は「DCL」のみであることから改正案のとおり。</p> <p>改正案のとおり。なお、ICAOで規定する用語には「DCL」はない。</p> <p>改正案のとおり。</p> <p>適用では適用空港を規定し、(2)aではその運用について要求を受けた場合の対応を規定しているものであることから、改正案のとおり。</p> <p>管制機関 対 航空機の観点からすると管制承認の「発出」である。よって、改正(改正案から修正)のとおり。</p> <p>改正(改正案から修正)のとおり。</p> <p>改正(改正案から修正)のとおり。</p>

航空保安業務処理規程第5管制業務処理規程改正案・意見等記入表（平成27年8月20日施行予定）

改正案	意見等記入欄	備考
<p>c 出発機と音声通信により高度、経路等に係る調整を行った場合であって、データリンクにより管制承認を発出するときは、当該機に対し音声通信によりその旨通知するものとする。</p> <p>[例] Stand by for DCL / clearance by data link. Expect clearance by data link.</p> <p>【復唱の確認】 (3) 発出した DCL に係る復唱の確認は、データリンクによる復唱メッセージの受信により行うものとする。</p> <p>【DCLの変更・取消し】 (4) 管制承認の変更又は取消しは、原則として音声通信により行うものとする。</p>	<p>(意見) 調整等を音声通信で行っても、特に混乱が生じないときには言う必要が無いと思われる場合もあることから、「～、<u>必要に応じ当該機に対し音声通信によりその旨・・・</u>」を付加する。【成田（事）】</p> <p>(意見) 管制承認を発出するのは ATMC であり、空港における行為はこれを伝達することであるため、以下のとおり文章を整理・修正してはどうか。 「(2) a 出発機からデータリンクにより管制承認を要求された場合は、原則としてデータリンクによりこれを伝達するものとする。ただし、音声通信により伝達することが必要な場合はこの限りでない。 b 一つの管制承認の伝達においては、データリンクと音声通信を併用しないものとする。ただし、(3) により伝達を確認した後に、管制承認の一部を変更する場合はこの限りでない。 c 出発機と音声通信により高度、経路等に係る調整を行った後に、データリンクにより管制承認を伝達する場合は、事前に当該機に対し音声通信によりその旨を通知するものとする。」【宮古（空レ事）】</p> <p>(意見) 「また、<u>データリンクによる復唱の確認が不確実な場合は、音声通信により確認するものとする。</u>」を加えた方がよい。【東京（事）】</p> <p>(意見) データリンクは音声通信ではないため、復唱とは言えないので、以下のとおり修正してはどうか。 「(3) データリンクにより送信した管制承認の受信確認は、出発機からデータリンクにより送信される復唱メッセージの受信により行うものとする。」【宮古（空レ事）】</p> <p>「復唱メッセージの受信」とは、具体的に何を指すのか分かりにくい。システムで照合が行われて FSM メッセージが返信されるので、画面での確認を明確に記述したほうがよい。よって、「発出した DCL に係る復唱の確認は、伝達処理の終了をシステム画面上で確認することにより行うものとする。」とした方がよい。【成田（事）】</p> <p>(意見) 原則によらない手段が今のところ無いため、「(3) により確認を行った後の管制承認の変更又は取消しは、<u>原則として音声通信により行うものとする。</u>」にした方がよい。【成田（事）】 (意見) 「原則として」の原則から外れるものに係るただし書きが存在しない。ただし書きから外れるものがないのか説明が欲しい。【札幌（管）】</p> <p>(意見) 「～取り消しは、原則として～」読点の挿入。【宮古（空レ事）】</p>	<p>改正（改正案から修正）のとおりに。</p> <p>改正（改正案から修正）のとおりに。</p> <p>改正（改正案から修正）のとおりに。</p> <p>指摘を受け改正のとおりに修正。</p> <p>指摘を受け改正のとおりに修正。</p> <p>管制部がタワーに管制承認を発出後、調整等により管制承認を変更し、データリンクにより送信することができるため、改正（改正案から修正）のとおりに。</p> <p>指摘を受け改正のとおりに修正。</p>